

令和 8 年度（2026 年度）熊本市立高等学校等 暫定再任用職員募集要項

1 募集対象

熊本市立の高等学校、特別支援学校又は総合ビジネス専門学校において教育職員として勤務している者又は勤務していた者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの

(1) 本市の正規職員を退職した日が令和 5 年（2023 年）3 月 31 日以前である場合 昭和 36 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 定年退職者であるもの

イ 定年退職日前に本市を退職した者のうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 25 年以上勤務して退職した者であって、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日現在、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までにあるもの

(イ) (ア)に該当する者として再任用されたことがある者

(2) 本市の正規職員を退職した日又は退職する日が令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降である場合 昭和 36 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までに生まれた者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 定年退職者であるもの

イ 定年前再任用短時間勤務職員の任期が満了したことにより退職した者

ウ 25 年以上勤務して定年退職日前に本市を退職した者であって、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日現在、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までにあるもの

2 再任用の選考方法について

従前の勤務実績等について総合的に判断し、選考を行う。

なお、面接は実施しない。ただし、必要に応じて、提出書類の内容等について確認をすることがある。

3 任期及びその更新について

任期は、1 年以内とする。

(1) 任期の更新：本人が希望する場合は、選考により、1 年以内で任期を更新することがある。

※ 任期の更新を希望する場合は、7(1)の提出書類を校長に提出すること。

(2) 任期の末日：本人が満 65 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前

4 募集する職種

教諭、養護教諭、教員及び実習助手

5 勤務形態及び募集人員並びに職務内容及び勤務時間

原則として「フルタイム勤務」とし、「短時間勤務」の募集人員は職種ごとに若干名とする。

(1) フルタイム勤務

ア 職務内容

基本的には、一般職員（任期の定めのない職員）としての在職期間中の職務と同様の職務又は当該期間中に経験したことがある職務に従事する。職務内容は、補助的なものではなく、一般職員と同様の校務を分掌する。

イ 勤務時間（日数）

週 38 時間 45 分勤務（週 5 日終日勤務）

(2) 短時間勤務

ア 職務内容

(1)アと同じ。

イ 勤務時間（予定）

- (ア) 週 31 時間勤務（週 4 日終日勤務）
- (イ) 週 31 時間勤務（週 4 日 6 時間と週 1 日 7 時間勤務）
- (ウ) 週 23 時間 15 分勤務（週 3 日終日勤務）
- (エ) 週 19 時間 10 分勤務（週 5 日半日勤務）

6 勤務条件等

(1) 給与等

ア 給料月額（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在のもの）

(ア) フルタイム勤務職員

教諭、養護教諭及び教員は 279,100 円、実習助手は 238,500 円

(イ) 短時間勤務職員

職に応じた(ア)の額に、38 時間 45 分に対する 1 週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額

イ 諸手当等

(ア) 支給対象となるもの（勤務校種及び職種によって異なる。また、支給要件があるものを含む。）

教職調整額、給料の調整額、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当（教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、入学者選抜業務手当）、義務教育等教員特別手当、児童手当（フルタイム勤務職員のみ）

(イ) 支給されない手当

扶養手当、退職手当

ウ 社会保険制度

フルタイム勤務職員は共済組合の一般組合員となり、短時間勤務職員（週 20 時間以上勤務）は共済組合の短期組合員となる。健康保険、雇用保険等については、別紙 2 のとおり（詳細は、共済組合等へ直接問い合わせること。）。

また、週 20 時間以上勤務の場合、本人の同意の有無にかかわらず新たに雇用保険被保険者となる（再任用職員には退職手当が支給されないことによる。）ことから、雇用保険の保険料を給与から控除する。

(2) 休暇

ア 年次有給休暇：別紙 2 の休暇の項のとおり

イ その他の休暇：短時間勤務職員の休暇のうち一部のもの（付与日数がフルタイム勤務職員に対するものより少なくなる休暇）を除き、一般職員と同様に付与される。

7 申込み

(1) 提出書類

ア 意向調査書（「[様式] 令和 7 年度働き方意向調査・令和 8 年度再任用等申込書」中の「様式 1 意向調査書（全員提出）」をいう。以下同じ。）

※ 記入に当たっては、欄外の留意点等を参照のこと。

イ 申込書（「[様式] 令和 7 年度働き方意向調査・令和 8 年度再任用等申込書」中の「様式 2 教諭（小・中・特支）、養護教諭、栄養教諭 申込書」又は「様式 3 教諭（幼・高）、教員、栄養職員、事務

職員 申込書」をいう。以下同じ。)

※ 記入に当たっては、欄外の留意点等を参照のこと。

ウ 職員健康診断票の写し

- (ア) 令和 7 年度 (2025 年度) 実施分が記載されている職員健康診断票に、所属長が原本証明したものを提出すること。
- (イ) 提出時点で令和 7 年度 (2025 年度) が未受診の場合は、現状のものを提出し、受診後、速やかに差し替えを提出すること。この場合においては、1 月末日までに差し替えを完了すること。
- (ウ) 令和 7 年度 (2025 年度) に熊本市立学校 (園) で勤務していない場合は、令和 7 年度 (2025 年度) 中に受診した健康診断、人間ドック等の結果を添付すること。

(2) 提出方法

ア 申込みを希望する者が熊本市立学校 (園) に勤務している場合

- (ア) 申込みを希望する者は、意向調査書及び申込書を所属長に提出すること。
- (イ) 所属長が所属職員の申込書を取りまとめ、(1)ウの書類を添付し、親展にて教職員課へ提出すること。
※ 希望の変更や申込みの取下げ等をする場合は、所属長を通じて教職員課に連絡すること。

イ 申込みを希望する者が熊本市立学校 (園) に勤務していない場合

- (1)の提出書類を揃えて封筒に入れ、本人持参にて教職員課へ提出すること。
※ 希望の変更や申込みの取下げ等をする場合は、直接教職員課に連絡すること。

(3) 受付期間

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日 (月) から同月 12 日 (金) まで (厳守)

8 結果の通知

令和 8 年 (2026 年) 2 月上旬に、本人宛てに採用の可否を通知する。

また、採用可の場合は、勤務形態 (フルタイム勤務であるか短時間勤務であるか) も併せて通知する。

※ 短時間勤務希望者については、学校の実情等により、フルタイム勤務となる場合がある。

9 配置先等

令和 8 年度 (2026 年度) 定期人事異動の中で決定する。

10 問合せ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市教育委員会事務局 学校教育部 教職員課 人事班

TEL 096-328-2720